

ルクセンブルク国際運転免許証の申請方法

日本とルクセンブルクは、「道路交通に関するジュネーブ条約」に加盟していますので、同条約に基づく国際運転免許証を取得し携行することによって、相互の国内において自動車を運転することができます。日本の運転免許証をルクセンブルクの運転免許証に切り替えられた方は、日本の運転免許証を SNCA (Société National de Circulation Automobile) に預けなければなりません。ルクセンブルクの国際運転免許証を取得していれば、同国際運転免許証の有効期間中は、日本へ一時帰国するたびに SNCA へ赴いて日本の運転免許証を一時返還してもらう必要がなくなります。**(国際運転免許証自体は単なる訳文であり、それ自身に運転免許効力はありませんので、日本国内で運転される際には、「ルクセンブルクの運転免許証」及び「ルクセンブルクの国際運転免許証」を必ず一緒にお持ちください)**。

ルクセンブルクにおけるジュネーブ条約に基づく国際運転免許証の申請方法は以下のとおりです。

1. 申請場所

Automobile Club du Luxembourg (ACL)

54, route de Longwy, L-8080 Bertrange

Tel: 45 00 45 1

<http://www.acl.lu/tourisme/on-tour/documents-de-voyages>

2. 申請時に必要なもの

(1) ルクセンブルクの運転免許証

(2) 居住証明書 1通

居住するコミューンから3ヶ月以内に発行されたもの

(3) 顔写真 1枚

「旅券の写真に係る ICAO 規格(縦 45mm×横 35mm、頭頂部から顎の先まで 34±2mm)」に準ずるもの

(4) 手数料 12 ユーロ (平成 28 年 1 月現在)

3. 注意事項

(1) **申請時に、「日本での運転時に使用するので、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を申請する」旨を明確に告げてください** (ACL では「ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証」と「ウィーン条約に基づく国際運転免許証」の2種類を発行していますが、日本で運転できるのは「ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証」のみです)。

(2) ルクセンブルクに在住で、有効な EEA (欧州経済領域) 加盟国発行に係る運転免許証 (ルクセンブルクの運転免許証もこれに含まれます) を持っている方は、どなたでもルクセンブルク発行の「ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証」を申請することができます (在留邦人の方でルクセンブルクの運転免許証しか取得していない方、あるいは日本の運転免許証からルクセンブルクの運転免許証に切り替えられた方ももちろん対象となります)。

(3) 「ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証」の有効期間は、発行から1年間です。

以 上